



2019年5月10日

各位

会社名 J S R 株式会社
代表者名 代表取締役社長 小柴満信
(コード番号 4185 東証第一部)
問合せ先 広報部長 桑島信彦
電話番号 03 (6218) 3517

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、当社の定款を下記の通り一部変更する議案を、2019年6月18日開催予定の当社第74回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) グローバルに、成長機会を捉えて更なる事業伸長を目指し、環境変化を踏まえたより広い視野からの経営および地域や市場毎での迅速な経営判断・業務執行を行う新たな経営体制を構築するために、役付取締役として取締役 CEO（最高経営責任者）と取締役 COO（最高執行責任者）を追加するものであります。
- (2) 当社では、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、経営執行の最高責任者である取締役社長と経営の監視・監督をすべき取締役会の議長を分離し、取締役会長が取締役会の招集権者および議長となると定めております。取締役 CEO（最高経営責任者）および取締役 COO（最高執行責任者）の役付取締役への追加に伴い、取締役会長に事故があるとき又は取締役会長を置かない場合における取締役会の招集権者および議長を、取締役 CEO（最高経営責任者）、取締役社長、および取締役 COO（最高執行責任者）のいずれでもない取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会予定開催日	2019年6月18日（火）
定款変更の効力発生予定日	2019年6月18日（火）

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を執行する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また、取締役会長 1 名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を執行する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定する。また、<u>取締役会は、取締役会長 1 名、取締役 CEO (最高経営責任者) 1 名、及び取締役 COO (最高執行責任者) 1 名</u>を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者、議長及び招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるとき又は取締役会長を置かないときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、<u>取締役社長以外の他の取締役</u>がこれに代る。</p> <p>2. 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 5 日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集権者、議長及び招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるとき又は取締役会長を置かないときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、<u>取締役 CEO (最高経営責任者)、取締役社長及び取締役 COO (最高執行責任者) のいずれでもない取締役</u>がこれに代る。</p> <p>2. 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 5 日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p>

以上